

## 平成27年度 第1回北名古屋市男女共同参画審議会 結果概要

- 1 日時 平成27年7月1日(水) 午前10時～正午
- 2 会場 北名古屋市役所西庁舎 4階 大会議室東側
- 3 出席者 20人  
＜委員11人(1人欠席)・市長・社会福祉課長・家庭支援課長・学校教育課長・人事秘書課課長補佐・事務局：部長、課長以下3人＞
- 4 傍聴人 なし
- 5 議題等
  - (1) 市長あいさつ
  - (2) 平成27年度男女共同参画推進事業計画について
  - (3) 男女共同参画プラン実施計画平成26年度実施結果について
  - (4) 男女共同参画プラン実施計画平成27年度実施内容について
  - (5) 北名古屋市審議会等における男女の委員構成について
  - (6) 北名古屋市女性の活躍促進宣言について
- 6 会議概要
  - (1) 平成27年度男女共同参画推進事業計画について
    - 事務局から平成27年度男女共同参画推進事業について説明
    - 委員協議＜事務局＞

男女共同参画実行委員会による啓発事業については、3月に「とらいあ んぐるフェスタ」の開催を予定している。前回は映画上映が好評だった。
  - (2) 男女共同参画プラン実施計画平成26年度実施結果について
    - 事務局から男女共同参画プラン実施計画平成26年度実施結果について説明
    - 委員協議＜委員＞

女性リーダー研修について、「女性が外れたため」とあるが、いきさつを説明してほしい。また、リーダーだけでなく、経験年数の浅い職員向けの研修も必要でもないか。＜人事秘書課課長補佐＞

女性リーダー研修は、全国市町村職員研修所で定員50名・5日間に渡り開催される全国規模の研修だが、平成25年度は2名が参加した。今年度

も引き続き1名応募したが、応募多数だったため抽選に外れてしまった。応募した職員には、女性限定でないリーダー研修も勧奨したが、日程の都合により難しいと断られた。また性別を問わないステップアップリーダー研修に男性2名から応募があり申込みをしたところ、抽選の結果、男性1名が参加することになった。昨年度抽選に外れた女性職員は、今年度女性リーダー研修に参加する予定である。

リーダー研修だけでなく枠を広げた研修については、北名古屋市では人材育成方針と研修計画に基づき幅広い職員の人材育成を実施している。

また愛知県の研修所や北名古屋市と清須市と豊山町の3団体による研修協議会で交流を深めながら研修機会を設けている。

若いときは研修機会が多いが、次第に機会が減少している。リーダー研修だけではなく、様々な研修を必要に応じて実施していきたい。

#### <委員>

愛知県においては、管理職初任者研修の割合は圧倒的に男性が多く、女性は一握りであり、その大半は保健関係で昇格した方である。管理職初任者研修においては男女差が出ていると言える。

北名古屋市単独や3団体による協議会でやっている新任係長等の研修では男女差は解消されてきているのか。

#### <人事秘書課課長補佐>

それらの研修では男女差は解消されてきている。

#### <委員>

研修報告や研修後のフォローはあるのか。

#### <人事秘書課課長補佐>

研修のフィードバックについては、平成25年度に行われた女性リーダー研修受講者から研修レポートを掲示してほしいとの申し出があり、職員用ネットワークに掲載した。あとは職域のなかで公開資料といったかたちで還元してもらっている。発表の場の提供は行っておらず、あくまでも参加者の自発的な行動に委ねられている。

#### <委員>

審議会等における女性委員の登用について、女性が代表者の団体は多い。

審議会や委員会などに幅を持たせてはどうか。労働関係や建築関係では難しい面があるかもしれないが、幅広い意見をいただくためにも検討の余地があるのではないか。

#### <市民活動推進課長>

市内には34の審議会があり、それぞれに一定の目的があり、委員は審議会にふさわしい資質を備えた人ばかりである。

女性の委員が35パーセントを下回った審議会については、委員の校正メンバーが団体等の代表者が出身母体であり、代表者は男性が多い。これが全体的に女性委員の割合が低い主因であると考えられる。

市民活動推進課でも各課へヒアリングの際に、女性委員のさらなる登用を呼びかけており、各課でも女性委員の登用を検討している。

また、委員登用時に参考にしてもらうよう、愛知県が実施している男女共同参画人材育成セミナー修了生17名を男女共同参画人材データベースに登録し、職員が通常使う市役所内のネットワークにデータベースを掲示している。宛て職の場合、出身母体である団体の代表に女性がいなければ、なかなか女性が審議会に参画することに繋がらない。個別に対応しながら広げていきたいと考えている。

また、公募委員を採用できる審議会等については、公募の拡大を依頼していきたい。

すぐに結果としては出てこないという現状である。

#### <委員>

民生委員は東地区において女性が圧倒的に多く、やる気に満ち溢れている。しかし、推薦委員会は民生委員会とは別の団体であり、これは行政の指定があるのか。

#### <社会福祉課長>

民生委員については、最初に自治会長から推薦していただく。その後、推薦委員会にて県への推薦者を決定する。委員は7名、男性ばかりだが、本日の意見をお聞きした上で進めていきたい。一概に言われたから今すぐできるということではないので、その点だけはご了承いただきたい。

#### <委員>

情報提供の在り方について、事が起こってからの事例が多い。本人が気づいていないDV等、様々な形態のDVについて広報を行ってはどうか。

報告されているDVの相談件数がやや少ないように感じる。

#### <家庭支援課長>

家庭支援課で現在扱っている業務は児童保護と青少年保護である。児童保護については、児童福祉法に基づき、要保護児童、虐待、子供のいる家庭におけるDVの対応をしている。青少年保護については非行少年、ひきこもり、ニート。不登校については、中学校までは学校が主体になるため中学校卒業以降等、ニートなどの相談支援を行う課である。

家庭支援課という名称だけで、様々な相談がすべて家庭支援課に集中してしまう現状があるが、主体の相談支援に結びつける部署である。

質問いただいた「気づき」の面については、家庭支援課の扱うものは児童福祉の相談支援に基づくものであるため、子供のいる家庭あるいは虐待を受けた子供に限るというかたちである。

直接的な啓発としては、広報やホームページにて行っている。そのほかチラシ等の関係部署への配置や出前講座で説明を実施している。

気づきの部分では、母親が直接役所に出向くことはなかなかない。母親が役所に来づらい、そういったなかで難しいところはあるが、家庭支援課としては児童福祉法に基づいたなかで、DVも虐待も同様の考え方だが、DVを受けている方で母親あるいは子供が受けている場合については情緒的、精神的に不安定なところがでてくる。実際にけががある場合は身体的虐待であり、母親が殴られたり暴言を吐かれたりといった様子を見ることは心理的虐待につながる。そういった中で家庭支援課の取り組みとしては、やはり家庭支援課だけではそういったことを察知することが難しい。そこで現在、連携を重視しており、学校を含め、児童館、児童クラブ、健康課での事業の中で情緒的に不安定と思われる子供や家庭が問題だと思われる子供については家庭支援課に吸い上げる体制ができています。質問とは若干異なるが、気づきとしてあがってくることは難しいが、子供を通して結びつける部分に対する体制はとれている。

実際扱っている件数は少ないが、最も懸念されているのは「気づき」である。最近の傾向を見ると、本当にDVがある場合と両親に問題がある場合があり、実際直接的に母親が納得してもらえよう手は尽くしているが、納得するケースは稀である。納得してもらわないと一時保護や次の段階につなげられない。ただし一時保護に結びついても、2週間で次をどうするか決めなければならない。その中の選択として、遠くに逃げて生活するか母子生活支援施設に入所する、あるいは児童補助の規律が厳しいため、夫のもとに戻るといったケースもある。一概には難しいところがあり、気づ

きも本人次第になっている。子供を通していかに早期に発見していくか、それに伴って支援に結び付ける段階で進めている。

<委員>

親が納得しないということは、DVであることを納得しないということなのか。

<家庭支援課長>

市内に住んでいた場合、近隣の市町村で父親にどこで出会うかはわからない。最善策は最終的に自立することであるため、一時保護所から母子生活支援施設に移ってもらい、母子生活支援施設で自立に向けた支援を行い、働きながら順次基盤づくりをした上で次の生活に結び付けていきたい。

しかし、一時保護所に入るということは、必ずしもそうとは言えないが警察がハードルになることがある。警察に被害届を出すか出さないかが問題になってくる。被害届を出すことで父親が逮捕され、それが原因となり学校の転校等、子供に影響を与える可能性がある。日常の安心安全を確保する為にはリスクとして違うことを言われることが多い。

最終的には子供目線として子供を最優先し、最悪の場合は子供だけでも保護することを伝えたなかで、最終的に母子生活支援施設に結び付ける努力はしているが、厳しい現状である。

<委員>

DVの件数は何件あったか。

<家庭支援課>

前年度においては8件の相談があり、母子生活支援施設に至ったケースはない。しかし、その前の年においては非常に多く、18件の相談に対して母子生活支援施設に至ったケースが4世帯、11人の子供を保護した。年によって開きはあるが、把握できていない部分もある。各関係機関の連携を強化する中で、早めの連絡体制をつくっていく。

<委員>

北名古屋市はDVが多いと聞いている。児童相談所との連携も行っているか。

<家庭支援課長>

支援は在宅の支援や施設に入所する支援もある。大きいところでは県の機関にある女性センターや児童相談所を主体として、最終的な関わりは、そういったところを通して進めている。

#### <委員>

シェルターはまだまだできる段階ではないのか。

#### <家庭支援課長>

家庭支援課は児童の部門であり、子供のいる家庭のDVを対応している。市内にシェルターをつくる場合、父親と会う可能性を考えると、市内は安全確保という面では不適切であり、極力市外、父親が関わりのない市町村や県としている。最近では愛知県も使用しているが、その中でも三河や岐阜県を使用している。近場に拠点を構えることは、何か起こる要因のひとつに関わる可能性がある。安全確保した中での自立、基盤づくりをしていきたいということがあるため、少し遠くの県などのシェルターを活用しながら対応している。

あくまで児童部門については、シェルターを市内に設置する予定はない。これは安全を確保するにも、市内は不適切であろうという解釈のもとでの対応である。

#### <市民活動推進課長>

女性相談の支援体制の強化について、担当課として市民活動推進課も挙がっている。外部からの相談については、市民活動推進課が全体の受付窓口となっている。マニュアルを作成し、担当課へスムーズにつなげられるよう進めているが、実際には市民活動推進課への相談件数は0件であり、周知の方法が課題である。

6月から啓発リーフレットを女子トイレ以外に男子トイレにも設置した。

#### <委員>

被害の相談に訪れる人の大半は女性であり、子供のことを一番心配している。その中で加害者へのケアやアプローチに手がまわっていない。事が起こって、警察が介入する事態になれば加害者も自覚するかもしれないが、それまでの段階では加害者は自分でDVだと気づくことができない。これをどう矯正していくか、加害者に対する思いや理解、どうして暴力に走ってしまうのか、加害者なりの理由があるわけだから、加害者のケアも大切

である。被害者のケアが第一だが、それだけでは不十分である。被害者の話を聞く過程で加害男性の話は聞いているのか。

#### <家庭支援課長>

2通りある。保護して次の生活保護施設に入所することになったりすると、夫と行政が接近することで、場所を特定される可能性があるため、保護した場合は夫に話を聞くことはしない。

しかし被害届を検討した場合、被害届を出さない場合においても警察が一度、条件にもよるが、父親を呼んで話を聞く。保護の状況にもよるが、警察を通す場合は警察が児童相談所に届け出るあるいはこちらから児童相談所に通報する。戻られるような場合は、児童相談所と家庭支援課が訪問するなど状況確認を踏まえて、ご主人と話したり、奥様とも話をするなど、対応の仕方を伝えることを進めてはいる。ただ、自立を促す中でまずい部分については、申し訳ないが夫には一切触れない。裁判を通じて父親に話が伝わることもあり、ケースバイケースである。

DV被害者にとって、役所は行きづらい。PRをしたところで役所、警察は行きづらい。DV被害の話を聞いた場合に、家庭支援課等で相談ができるということを地域の方から伝えてもらえるよう、地域の方々に順次広げていくことも一つの情報戦ではある。

#### <委員>

社会福祉協議会や人権委員会でも相談事業を行っており、人権委員会では年2回の市役所での相談窓口事業や電話相談を行っている。民生委員も地域密着の委員として市民の相談に対応している。そういった中で相談件数ゼロには驚いている。

月1回名古屋法務局での相談を担当しているが、女性からの相談はかなりある。その中で難しい案件に関しては弁護士にも相談する。

DV被害者は、市民活動推進課ではなく民生委員、社会福祉協議会、電話相談等、他の相談機関に相談しているとも考えられる。私自身は市民活動推進課が窓口を担当していることは知らなかった。北名古屋市全体で市民の相談をしてくれるような体制をとっていただきたい。我々は積極的にそれを発信していく。

#### <市民活動推進課長>

相談したい方があれば、市民活動推進課は最初の窓口となり、そこから適切な部署につなぐ。

#### <委員>

今はそういった、たらいまわしが多い。たらいまわしを避ける意味でも人権相談はすべて報告書を法務局へ提出している。報告書は審査され、人権侵犯になる恐れがある案件に関しては、弁護士へも相談する等している。

学校でも、いじめがあると昔は抑えていたが、現在は警察へ連絡する場合もある。

最近では、人権侵犯の疑いがある場合も、市役所がすべて受けるのではなく、法務局へ相談を持ちかけることも多い。市役所と法務局の両方に相談することができるのが望ましい。法務局も危機意識を持っている。人権、いじめや虐待、DVを根絶しなければならない。我々もそういった研修を行っているので、人権相談窓口も広報してほしい。

市民窓口のような相談窓口もあるが、DV相談はおそらく電話が多い。直接相談する人はまずいない。

#### <委員>

民生委員も様々な情報をもってネットを張っているが、DV被害者についての情報は、民生委員に連絡してもらえれば、民生委員から家庭支援課につなぐ。今の家庭支援課はよく動いており、市役所としては随分努力している。相談件数としては少ないかもしれないが、現実に動いている姿を見ると本当に努力している。民生委員へ情報をいただければつなぐので、声をかけていただければと思う。民生委員ではDV・虐待等について、学校とも交流会を行っており、先生とも話をしている。しかし、そういった市民の情報は一人ひとりではなかなか取りにくいこともあるので、なにかあれば遠慮なく声をかけていただきたい。

社会福祉協議会でも心配ごと相談もしており繋げることはできる。

#### <家庭支援課長>

要保護児童に関する会合を毎月開催している。その中で民生委員と情報交換等をしている。先ほど直接的なDVの相談は少ないと案内したが、精神的な虐待の中に子供を介してのDVについてはすべて含まれているためDVが少ないわけではない。北名古屋市については尾張地方においてずば抜けて多い。そういったなかで連携がいかにとれているか、だからこそスムーズな体制づくりの中で、相談支援に結びついているかがひとつの要因で非常に多い体制になっているということで理解していただけるかと思う。



<社会福祉課長>

社会福祉課へ相談があった場合、生活保護担当が話をさせていただく。施設の方へ入所していただいた母子の母親が体調不良になり、夫へ連絡を入れ帰ってしまったという事例もあり、難しい点がある。

人権相談でも、北名古屋市では6月に設置する特別相談窓口へはDVの相談は寄せられていない。

<委員>

男女混合名簿について、「敬称に困っている」とあるが、男の子には「くん」、女の子には「ちゃん」をつけるため困っているということか。最近では、いわゆる「きらきらネーム」のような性別のわからないような名前があり、それを先生方は「ちゃん」もしくは「くん」で呼ばなければならないと思っているのか。これを「さん」で統一したらどうか。敬称を考えた方がよいのではないか。

<学校教育課長>

名前について男女判別が難しい場合やまた読めないような漢字も多く使用されているのが現状である。男女混名簿の導入が進まない理由は敬称に困っているということだけではない。教育委員会から敬称について統一するよう依頼もしていない。先生方がそれぞれ判断されている。

保育園・幼稚園ではほとんどは、男児は「くん」で女児は「ちゃん」であると思われる。現状では、小学校では男子は「くん」、女子は「さん」。中学校では先生にもよるが呼び捨てや名前など様々である。

混合名簿について6校しか導入していないとあるが、学校の受け止め方によって回答が変わっているように思う。様々な名簿があるため1つでもあれば「ある」答える学校もあればすべてではないため「ない」と答える学校もある。今後はより詳細に調査すると結果も変わってくると思う。

<委員>

師勝小学校は以前混合名簿をしていたのではないか。

<学校教育課長>

直近の調査では、「使用していない」との回答だった。

<委員>

混合名簿の使用は校長の判断になるのか。

<学校教育課長>

名簿はひとつではなく、様々な名簿がある。担任の先生が作っている名簿もあるし、学校が作っている名簿もある。校長からどちらかに統一するような指示はないと思われる。

<委員>

資料の男女混合名簿使用校とは、どのような学校なのか。

<学校教育課長>

混合名簿を使用していると回答した学校のみ挙げており、詳細については確認していない。

<委員>

小学生のうちから男女共同参画意識を養うことが、男女混合名簿の目的である。男女混合名簿の導入を進めていただけたらと思う。

<委員>

中学校では呼び捨ての場合もあるとのことだったが、呼び捨てはよくない。

(3) 男女共同参画プラン実施計画平成27年度実施内容について

- 事務局から男女共同参画プラン実施計画平成27年度実施内容について説明

(4) 北名古屋市審議会等における男女の委員構成について

- 事務局から北名古屋市審議会等における男女委員構成について説明

(5) 北名古屋市女性の活躍促進宣言について

- 事務局から北名古屋市が女性の活躍促進宣言を平成27年6月16日付けで宣言したことを報告

<閉会 正午>